

米国所得課税におけるみなし実現 (Deemed Realization) 規定の合理性の検討

山本直毅

(専修大学大学院法学研究科博士後期課程3年)

目 次

I はじめに	1 繰延べ基準価格と新規基準価格の生成期
II 個人の無償による財産の移転に対する取扱い	2 新規基準価格の修正の試み
1 無償による財産の移転と未実現の利得	IV 所得税理論の下でのみなし実現規定の擁護論
2 繰延べ基準価格	1 財産の基準価格と未実現の利得
3 新規基準価格	2 適正な納税者への利得と損失の帰属
III 繰延べ基準価格と新規基準価格の歴史的展開	V 結語

I はじめに

納税者の実質的な担税力を評価・測定し課税することを求める租税公平主義は租税法規の合理性を検討する最も重要な視点である⁽¹⁾。

租税公平主義に裏打ちされた所得税法（以下、「法」という。）は、課税物件としての所得（法7条1項）を、包括的に捉えることを前提としている。いわゆる、包括的所得概念が採用される所以は、納税者の所得を実質的な担税力として、その担税力に応じて租税を公平に配分することが求められるためである。

所得税における所得の意義は、本質的に、納税者の取得した特定の物や対象等の所得の現象形態ではなく、それらが一定期間に特定の納税者に帰属し、その納税者の担税力を増加させる点⁽²⁾に求められる。ゆえに、法は、租税公平主義の要請する納税者の実質的な担税力に応じた課税に、最も適合するものといえ

る。

所得税の求める公平な税負担の配分の実現のためには、担税力の帰属主体である人⁽³⁾の観念と所得の現象形態としての経済的利得（損失）の結び付きは、必要不可欠の要素といえる。すなわち、納税者への課税物件の帰属は、課税要件法の根幹として、所得なきところへ課税することを防止⁽⁴⁾し、個人の実質的な担税力に応じた課税を実現するための要諦である。

一般的に帰属は、課税物件とその人的結びつきを指すが、課税年度の人為的切り分けを

(1) 増田英敏「序松沢税法学の系譜と租税法解釈の在り方」同編著『租税法の解釈と適用』21頁（中央経済社、2017）。

(2) 金子宏「租税法における所得概念の構成」同編『所得概念の研究』29頁（有斐閣、1995）。

(3) 木村弘之亮『租税法総則』90頁（成文堂、1998）。

(4) 谷口勢津夫「所得の帰属」金子宏編『租税法の基本問題』180頁（有斐閣、2007）、最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁。

前提とした所得計算が行われる法の下では、課税のタイミングの問題と所得の人的帰属の問題は表裏一体の関係にある⁽⁵⁾。

包括的所得概念を前提とする譲渡所得（法33条1項）課税の本質は、「資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する」⁽⁶⁾ものと解される（以下、「増加益清算課税説」⁽⁷⁾という）。法36条1項が、所得を算定するうえで、所得の構成要素を収入（収入の認識は実現原則⁽⁸⁾による）という形で制限的に捉え、未実現の利得を課税の対象から除外しているとしても、人の担税力を増加させる未実現の利得（キャピタル・ゲイン）は所得の性質を失うものではない。

ゆえに、実現利得のみを課税対象とするか否かの問題は、立法政策の問題であるといえよう。

増加益清算課税説に基づく譲渡所得課税の捉え方は、既に、シャープ勧告で明らかにされていた⁽⁹⁾。すなわち、同勧告は、その第三編付録BのD節「譲渡所得」⁽¹⁰⁾において、①キャピタル・ゲイン（ロス）の全額課税（控除）、②変動所得としての平準化措置の適用、③キャピタル・ゲインの無制限の課税繰延防止策としてみなし譲渡所得課税を行う、④インフ

レーション対策として資産再評価を行うという、公平な税制の確立のための譲渡所得課税の在り方を勧告した。

これを受けて昭和25年に導入されたみなし譲渡所得課税は、稀釈化されながらも現在も承継されている。実現原則の例外規定に位置付けうる現行法59条1項は、個人の資産が、贈与、遺贈等により法人へ無償で移転された場合、その時の公正市場価格により移転したもとして、収入金額を擬制し譲渡所得課税を行う。仮に、Rが価額80で土地を取得し、その土地の公正市場価格が100になった時に、法人Cに対価0または無償譲渡したとする⁽¹¹⁾。「贈与」または「著しく低い」との同条の要件を充足し、Rは100で譲渡したとして100の収入金額が擬制されて20の譲渡所得に課税がなされる。Rの増加益は法59条により収入金額が実現したもとして課税対象となる。

現行法のように、昭和25年に導入された贈与等による資産の移転へのみなし譲渡所得課税を稀釈化させた数々の改正の原因は、①理論に傾斜しすぎたために、租税行政の執行時に税務職員の心理的抵抗を生み納税者にも理解が得られなかったこと、②資本蓄積が優先されたこと、③所得税と相続税の同時課税による納税資金の確保が困難であったことなど⁽¹²⁾、主として実際上の理由に基づくものであ

(5) 藤谷武史「所得課税における法的帰属と経済的帰属の関係・再考」金子宏ほか編『租税法と市場』184頁（有斐閣、2014）、谷口勢津夫『税法基本講義〔第5版〕』247頁（弘文堂、2016）。

(6) 最判43年10月31日裁判集民92号797頁。

(7) 金子宏『租税法〔第22版〕』246頁（弘文堂、2017）、水野忠恒『大系租税法（第2版）』231頁（中央経済社、2018）、谷口（勢）・前掲注(5)288頁。

(8) 拙稿「所得の実現と課税のタイミング」増田英敏編著『租税憲法学の展開』264頁以下（成文堂、

2018）。

(9) 清永敬次「判批」租税判例百選（第二版）71頁（1983）。

(10) 大蔵主税局編『シャープ使節団日本税制報告書付録三卷（Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission Appendix Volume III）』B1頁以下（1949）。

(11) 下記の取得価額の引継ぎの例と平仄をあわせるため、東京高判平成25年11月21日税資263号順号12339の説示した事例に依拠する。

った。

この改正に付随して昭和27年から取得価額の引継ぎ規定が導入された。現行法60条1項は、個人間の贈与、遺贈・相続（限定承認の場合は、法59条）の移転により資産を譲渡した場合、資産の移転者に帰属していた保有期間中の所得（増加益）に対する課税を繰延べ¹²⁾、移転者に帰属した保有期間中の含み損益を資産の取得者に移転し、移転者の取得価額を取得者に付与する。仮に、Rが価額80で取得した土地につき、その公正市場価格が100となった時点で、Eに贈与またはEが相続し、Eが当該土地を価額110で売却したとする。R固有の所得（保有期間中の増加益）20に対する譲渡所得課税は繰延べられ、Eは、R固有の所得とその納税義務を承継し、Eが当該土地を他に移転した時に、E固有の所得（保有期間中の増加益）10と併せて課税される。

みなし譲渡所得課税の下では、資産の移転により実現した増加益の帰属先は、未実現の状態の時にRと結びついており、当該土地の移転によっても同条により所得の帰属主体に変更がない。これに比して、取得価額の引継ぎは、本来Rに帰属する保有期間中の所得（増加益）に対する課税を繰延べるために、Rの保有期間中の含み損益と資産の取得価額を帰属主体から切り離してEに承継させ、Eが資産の譲渡により収入金額を獲得した時に、移転者Rの未実現の利得への課税を回復し、E

の実現利得と併せて課税することを命じているのである。

確かに、みなし譲渡所得課税の下では、実現原則の制約や実際上の理由から課税のタイミングを延期させる必要性があり、取得価額の引継ぎの手法を用いれば、本来の納税者に等しく担税力の増加をもたらす未実現の利得と実現した利得の取扱いに区別を設けないから、水平的公平の要請は確保される¹⁴⁾。また、現象形態としての経済的利得に着目すれば、本来の納税者の資産の保有期間中の未実現の利得も併せて取得者に課税し、漏れなく重複なく課税するという便宜にも調和するから、取得価額の引継ぎの手法の採用は、やむを得ないのかもしれない。取得価額の引継ぎの手法の結論だけを見るべきではないのかもしれない。

しかし、合理的と思われる理由があるとしても、租税公平主義の要請の本質は、現象形態としての未実現の利得と実現利得を等しく取扱うことばかりでなく、その経済的利得が特定の納税者に帰属し納税者の担税力が増加した時点で帰属することになった実質的な担税力の増加に応じた課税を行うことを求めているのである。包括的に所得を構成しても、所得の帰属を誤っていれば、納税者の実質的な担税力に応じた課税はできない。納税者の実質的な担税力を測定し、それに即して課税するからこそ、所得税は、公平な税負担の配

12) 渋谷雅弘「シャープ勧告における所得税」租税28巻71頁以下（1999）、田中治「キャピタルゲイン課税」日本租税理論学会編『キャピタルゲイン課税』66頁（谷沢書房、1993）、高木勝一「シャープ勧告とその具体的展開」日本租税理論学会編『戦後50年と税制』33頁（谷沢書房、1996）、大島隆夫「判批」税経通信39巻15号9頁（1989）、武田昌輔『コンメンタール所得税法』4295頁（第一法規、加

除式）、浦和地判昭和39年1月29日行集15巻1号15頁等参照。

13) 最判平成17年2月1日訟月52巻3号1034頁。併せて、林仲宣『租税基本判例120選〔改訂版〕』179頁（税務経理協会、2014）参照。

14) 金子宏「市民と租税」同編『租税法理論の形成と解明 上巻』31頁（有斐閣、2010）。

分を実現できるのである。

そうであるならば、本来の帰属主体である納税者の担税力を増加させる所得に対する課税の繰延べというよりも、むしろ、その所得を帰属主体ではない者に移転する¹⁵⁾取得価額の引継ぎの手法は、租税公平主義の要請を阻害することになるのではないか。また、納税者の実質的な担税力の増加に即した課税を求める租税公平主義の下で、納税者に帰属する経済的利得の帰属主体の変更を許容するならば、未実現の利得の本来の帰属主体である納税者と帰属主体ではない納税者の実質的な担税力に応じた課税は実現しないのではないか。資産の保有期間中に生じたキャピタル・ゲインは、本来、贈与者に帰属しなければならないが、法60条の取得価額の引継ぎ規定により、受贈者に帰属させてしまうこの法規定をいかに理解すべきかに、筆者の問題意識は存在する。

譲渡所得に対する課税のタイミングは、納税者による「裁量性が高い」¹⁶⁾ことから、今後も無限の課税繰延べの問題に対する対抗策は、租税法上の重大な問題の一つとなると思料する。

本稿は、この問題に対する解決策または合理的説明を見出すことを目的として、米国所得課税におけるみなし実現規定の有用性の議論を検証することを目的として、さらに、未実現の利得 (損失) に対する我が国の取得価

額の引継ぎ規定の合理性を検証するための示唆を得ることをも目的とする。

ここで、米国におけるみなし実現規定 (deemed or constructive realization rules) とは、個人の無償による財産の移転をまるで売却されたかのように移転時の公正市場価格に等しい実現金額を擬制して、それを有する財産の処分として取扱い移転者の利得 (損失) を認識する、または、無償の財産の移転 (処分) それ自体を移転者による利得 (損失) の実現事象として取扱い、未実現の利得 (損失) を移転者に帰属させて利得 (損失) を認識する、という未実現の利得 (損失) を移転者に課税 (控除) する技術的規定¹⁷⁾と定義する。

以下では、みなし実現規定の合理性を明確化するために、IIで米国における無償による財産の移転に対する個人所得課税の取扱いを俯瞰する。IIIでは、繰延べ基準価格と新規基準価格に対する財務省と議会の取組みを整理して、どのように歴史的に発展してきたのかを概観する。IVでは、繰延べ基準価格に拠らない未実現の利得に対する課税の手段としてのみなし実現規定の擁護論と裁判所の動向に焦点をあてる。

15) 取得価額の引継ぎを、課税の肩代わりと称し、みなし譲渡所得課税の変遷を根拠として、肩代わりに関する法律上の合意の存在を擬制したものとする見解として、植松守雄編著『五訂版 注解所得税法』739頁 (大蔵財務協会, 2011)。

16) 税制調査会「わが国税制の現状と課題」113頁 (2000年7月14日)。

17) Joseph M. Dodge, *A Deemed Realization*

Approach Is Superior to Carryover Basis (and Avoids Most of the Problems of the Estate and Gift Tax), 54 Tax L. Rev. 421, 424, 439, 531-553 (2001). [hereinafter cited as Dodge, Deemed Realization.]; Joseph M. Dodge, *Wrong With Carryover Basis* H. R. 8, 96(6) Tax notes 961, 962 (May 7, 2001). [hereinafter cited as Dodge, Carryover Basis.].

II 個人の無償による財産の移転に対する取扱い

1 無償による財産の移転と未実現の利得

合衆国憲法修正16条⁽¹⁸⁾と内国歳入法典61条(a)項⁽¹⁹⁾は、連邦所得課税の対象となる所得について言及する。法61条(a)項は、別段の定めを除き総所得とは、全ての所得を意味すると定めている。包括的所得概念の下では、その源泉に関わらず、贈与その他の移転により一時的・恩恵的に享受した経済的利得、時間の消費と共に獲得する経済的利得や租税行政及び納税者の両者の観点から重要な問題を抱える財産の評価損益も、本質的に納税者の担税力を増加させる限り、所得に含まれる⁽²⁰⁾。

ところが、実質的な課税の公平と適正な富の再分配という目的を含む行政の歳出に用いるという規範に支えられた客観的な担税力は、

一般的に、包括的所得概念と差異があると理解されている⁽²¹⁾。すなわち、財産の評価損益は、実現するまで所得、利得及び損失として課税ベースに表れず、また租税債務に接続する前に、課税所得から生活の糧となる所得を所得控除により保護することで、客観的な担税力が求められている。

61条(a)項は、包括的な手法で所得を理解することを提唱するものの、遠回しの記述を通じて総所得を定義しているため、課税所得に含まれるか否かは、自然法または経済的観念ではなく、法の創造物として⁽²²⁾、その執行過程の考慮や判例を通じ、具体的に確定せざるを得ない⁽²³⁾。とりわけ、61条(a)項(3)⁽²⁴⁾に列挙される「財産の取引により生じる利得 (Gains)」は、1001条(a)項⁽²⁵⁾により具体化されている。

1001条(a)項は、実現原則を定めているが、同原則は、間接的ではあるものの広く61条(a)項(3)から要請される⁽²⁶⁾。1001条(a)項は、財産の

(18) U.S. Constitution Amendment XVI.

(19) I.R.C. § 61(a).

(20) JOSEPH M. DODGE, J. CLIFTON FLEMING, JR., ROBERT J. PERONI, FEDERAL INCOME TAX: DOCTRINE, STRUCTURE, AND POLICY TEXT, CASES, PROBLEMS 35 (4th ed. 2012). [hereinafter cited as Dodge et al.]. 金子・前掲注(2)63頁。

(21) Dodge et al., *supra* note (20) at 36, 97-99. 金子・前掲注(7)199頁, 205頁*, 水野・前掲注(7)158頁参照。

(22) JOSEPH BANKMAN, DANIEL N. SHAVIRO, KIRK J. STARK, EDWARD D. KLEINBARD, FEDERAL INCOME TAXATION 20, 56-57 (17th ed. 2017). [hereinafter cited as Bankman et al.].

(23) 金子・前掲注(2)42頁以下。米国連邦所得課税では、キャピタル・ゲイン(資本利得)課税と普通所得は区別され、前者には、普通所得よりも低率で課税される。I.R.C. § 1(h)。資本利得課税と所得課税の区別は、租税債務の算定で区別される必要がある。本稿では、我が国の増加益清算課税説で言及される資産の増加益(未実現の利得)等が米

国の財産の取引により生じる未実現の利得に相当すると考えるため、米国の資本資産から生じる利得に限定せず、広く財産の取引から生じる利得に焦点をあてる。この点については、中里実「みなし譲渡と時価主義」日税50号109頁以下(2002)、渡辺徹也「実現主義の再考」税研147号69頁以下(2009)を、未実現の利得に対する課税方式については、渋谷雅弘「相続・贈与と譲渡所得課税」日税50号146頁以下(2002)を参照されたい。米国の資本利得課税については、金子宏「譲渡所得の意義と範囲」同編『課税単位及び譲渡所得の研究』114頁以下(有斐閣, 1996)、増田英敏「譲渡所得課税における資本資産概念に対する法的統制」同編『納税者の権利保護の法理』199頁以下(成文堂, 1997)等を参照されたい。

(24) I.R.C. § 61条(a)(3).

(25) I.R.C. § 1001(a).

(26) BORIS I. BITTKER & LAWRENCE LOKKEN, FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES AND GIFTS, ¶ 40.1, at 40-2 (3rd ed. 2000). [hereinafter cited as Bittker & Lokken.].

取引において、利得 (gain) が生じる場合を、調整基準価格を超える実現金額の超過額とし、損失 (loss) が生じる場合を、実現金額を超える調整基準価格の超過額と定めている。

実現原則は、財産の売却またはその他の処分として理解される実現事象 (a realization event) により実現金額 (the amount realized) が生じることを明確に定めている。内国歳入法典では、財産の取引から生ずる利得に関して、実現事象が生じるまでの納税者の財産から生じる未実現の増加益 (利得) (unrealized (built-in) appreciation or gain) は、測定対象たる金額あるいは数量として、総所得に算入される経済的利得の測定値に含まれず無視される²⁷⁾。

なぜなら、もし未実現の利得が処分以前に経済的利得の測定値に包含されて課税されたならば、同一の納税者の処分以前に課される未実現の利得と処分後に課される実現利得は、二重に課税されることになるからである²⁸⁾。

納税者の課税所得に本来算入されるはずの未実現の利得への実現原則による課税の延期は、評価と流動性に基因する納税者への実際上の配慮²⁹⁾または行政上の便宜³⁰⁾、損失の取扱いの問題に起因する³¹⁾。実現原則は、第一に、

納税者が、税を支払うための十分な資金源を得ること、第二に、利得の金額が合理的に特定され測定可能になるという、二つの根拠に基づいて正当化される³²⁾。

さらに、1001条(c)項³³⁾は、財産の売却または交換による実現利得 (損失) の全額が認識されることを定め、認識される実現事象に該当する財産の処分からの実現利得が、総所得に算入される。加えて、61条(a)項(3)は、サブタイトルAの別段の定めを除き、あらゆる利得を認識することを要求している³⁴⁾から、売却または交換に該当しないその他の処分で1001条(c)項により認識されない実現利得は、61条(a)項(3)により捕捉されて認識する。

したがって、財産の取引から生じる利得は、1001条(c)項と61条(a)項(3)により認識され、その利得の課税のタイミングは、①一度以上課税されていない利得で、かつ②その納税者の財産の取引において、その処分の完了 (納税者と財産の関係が著しく変化) した時に到来する³⁵⁾。

ところで、受贈者・相続人となる個人が贈与や相続等により取得した財産の価格は、取得時に、取得者の課税所得の範囲から除外されている。総所得の別段の定めである102条(a)項³⁶⁾は、「総所得には、贈与、人的財産遺贈、

27) Dodge et al., *supra* note (20) at 44; Bittker & Lokken., *supra* note (26), ¶ 5.2, at 20.

28) *Id.* at 5-17 note 7.

29) HENRY C. SIMONS, PERSONAL INCOME TAXATION 100 (1938, 6th Impression 1970); Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 433-434.

30) Cottage Savings Association v. Commissioner, 499 U.S. 554, at 559 (1990). 連邦最高裁判所は、実現の概念は行政上の便宜として確立していると解している。

31) 所得概念の範囲に、売却や納税者の投資の終焉に対する類似の事象を待つことなしに、納税者の

課税期間における納税者の資産の増減を取り入れることの根拠は、未実現の資産の増加と減少が納税者の経済的満足を変化させ、自発的に売却により実現される可能性があるためである。Bittker & Lokken., *supra* note (26), ¶ 5.2 at 5-15-5-16.

32) SAMUEL A. DONALDSON, FEDERAL INCOME TAXATION OF INDIVIDUALS: CASES, PROBLEMS & MATERIALS 44-48 (2d ed. 2007).

33) I.R.C. § 1001(c).

34) Dodge et al., *supra* note (26) at 45 note 6.

35) Bittker & Lokken., *supra* note (28).

36) I.R.C. § 102(a).

物的財産遺贈または相続により取得した財産の価値を含まない」と規定して、贈与、遺贈³⁷⁾、相続により取得した財産の価値を受贈者の総所得の範囲から除外する。それと同時に、贈与者等の原資は、贈与者 (donor) または故人から控除できない³⁸⁾。

この総所得からの除外条項は、財産の贈与者の投資以外に関しては恒久的なものである。なぜなら、同条(b)項³⁹⁾は、同条(a)項の規定により総所得から除外されない所得を、「(a)項で言及したあらゆる財産からの所得」または贈与、遺贈、相続による財産から生じた所得である場合、「その所得の金額」と定め、贈与等により取得した時の財産の価値を所得の範囲から除外し、財産から生じる所得を、非課税の対象から除外している。同様の決まりは、財産の未実現の利得にだけ適用され、受贈者が財産を売却し実現するまでは、総所得に算入される所得としての性質を保持し続ける⁴⁰⁾。

財産の贈与等は、財産の売却や交換とは異なって、通常、何らかの金銭的価値に転換しない。そのため、1001条(a)項の求める財産の売却またはその他の処分からもたらされる実現金額

が生じない。加えて、贈与等の処分方法は、1001条(c)項の認識する財産の処分の射程に入らない⁴¹⁾。

実現事象に該当しない贈与等は、以下で俯瞰するように連邦所得課税異なる取扱いがされる。まず、1001条(a)項の利得 (損失) を算定するための調整基準価格は、1011条(a)項⁴²⁾に規定され、「調整基準価格は、いかなる時に取得したものであるか問わず (whenever acquired), 1016条に定める調整した基準価格 (1012条または本サブチャプターその他適用される規定……の下で確定したもの) とする」として、その原則を規定する。

1011条は、調整基準価格を1016条により調整された基準価格と定義すると共に、別段の定めを除き、1012条⁴³⁾の調整される前の取得時の費用 (cost) としての基準価格を求めるべきことを命ずる。しかし、贈与等により財産を取得した場合は、1012条(a)項の別段の定めが適用されることとなる。

2 繰延べ基準価格

内国歳入法典1015条(a)項⁴⁴⁾は、贈与及び信託により取得した財産の基準価格について、利得の算定の目的上⁴⁵⁾、「その基準価格は、贈与

37) Bequest は、遺言により金銭を除く人的財産 (動産、身の回り品または家財) (personal property) を贈与 (遺贈) することをいい、Devise は、物的財産 (不動産) (real property) の遺贈をいう (小山貞夫『英米法律語辞典』104, 315頁 (研究社, 2011))。人的財産遺贈と物的財産遺贈の用語は、法的に峻別されるが、米国では区別なく用いられることもある (田中英夫編『英米法辞典』96, 150頁 (東京大学出版会, 1991)) ため、本稿では、両者を含めた広義の概念として「遺贈」を使用する。

38) Dodge et al., *supra* note 20 at 331. 所得税の贈与の取扱いに関する三つの手法については、See, Marjorie E. Kornhauser, *The Constitutional Meaning of Income and the Income Taxation of Gifts*, 25 Conn. L. Rev. 1, 28 (1992).

39) I.R.C. § 102(b). 102条(b)項(2)は、さらに(b)項で除外されない所得を詳細に規定する。

40) Dodge et al., *supra* note 20 at 334; Bittker & Lokken., *supra* note 26, ¶ 41.3.1, at 41-26.

41) Bittker & Lokken., *supra* note 26, ¶ 40.3, at 40-9. 川端康之教授は、被相続人の保有期間中の増加益を相続人の取得時からその後租税法上で認識する財産の処分時まで課税時期を繰延べている (川端康之「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」日税56号29頁 (2004)) とされる。

42) I.R.C. § 1011(a).

43) See, discussion *infra* Parts IV. 1.

44) I.R.C. § 1015(a).

45) Reg. § 1.1015-1(a)(1).

者または贈与により取得されていない直近の財産の前所有者の有する基準価格と同様のものとする」と定め、生存者間の贈与 (*inter vivos gift*) への適用を規定している⁽⁴⁶⁾ (以下、「繰延べ基準価格」⁽⁴⁷⁾という)。

同条は、贈与により取得した財産の受贈者の基準価格は、利得の算定の場合、贈与者の保有期間中の財産の減価償却 (*depreciation*)、資本的改良等の同様の項目を考慮して調整した財産の原資基準価格 (*original basis*) が、受贈者に承継されることを明示している⁽⁴⁸⁾。贈与者の未実現の利得は、贈与による財産の移転時に課税がなされない。受贈者が、財産の取得後、究極的に実現した時に繰延べ基準価格により未実現の利得が承継され、受贈者の所得として所得税の課税対象となる。

仮に、贈与者が取得した財産が、贈与により移転された場合、その受贈者は、贈与により取得していない最後の所有者の基準価格を用いる。例えば、Rが財産を購入し、Gに財産を贈与する。その後、GがSに贈与し、Sが財産を売却する場合には、Sの取得する基準価格は、Rの基準価格とSの保有期間中の減価償却、資本的改良及びRとGの保有期間中の同様の項目を調整した価格となる⁽⁴⁹⁾。

一方で、1015条(a)項は、贈与者の基準価格が贈与時の財産の公正市場価格を超えている

場合、受贈者の「損失の算定の目的上、その基準価格は、その公正市場価格 (*fair market value*) とする」と定めている。この未実現の損失の繰延べ否認規定⁽⁵⁰⁾は、贈与により取得した財産を受贈者が売却した際に、もし贈与者の基準価格が贈与時の財産の公正市場価格を超える場合、受贈者は、損失の算定の目的上、未実現の損失の承継が否認され公正市場価格の金額を用いなければならない。

例えば、贈与者の財産の基準価格が110ドルで、贈与時に、その財産の公正市場価格が100ドルとする。その後、受贈者がその財産を95ドルで売却したと仮定する。損失の算定上、受贈者は、贈与時の公正市場価格を用いなければならないから、受贈者の損失はたったの5ドルとなる。たとえそれが、贈与者の原資の一部の損失であっても、贈与者または受贈者の保有期間中の未実現の損失10ドルは、贈与者または受贈者のいずれの損失としても決して認識されない⁽⁵¹⁾。したがって、損失の算定の目的上、受贈者は、贈与者の保有期間と通算できない⁽⁵²⁾。

また、仮に、受贈者が、贈与者の基準価格110ドルと贈与時の公正市場価格100ドルの間の価額105ドルで、贈与により取得した財産を売却したならば、その利得 (損失) の価格は実現しない。繰延べ基準価格は、利得の算定

(46) Donaldson, *supra* note (32) at 132.

(47) 同条は、我が国の取得価額の引継ぎ規定に相当する (大塚正民『キャピタル・ゲイン課税制度』35頁以下 (有斐閣学術センター, 2007)) とされているため、本稿では、我が国と米国の取扱いを区別するため、米国の1015条の取扱いを「繰延べ基準価格」と呼称する。

(48) Bittker & Lokken, *supra* note (26), ¶41.3.1 at 41-26.

(49) 財産の保有期間は、贈与者と受贈者の保有期間が通算される (川端・前掲注(41)30頁)。

(50) 大塚正民「譲渡所得課税における「取得価額の引継ぎ制度」の日米比較」青山法務研究論集創刊号147頁 (2010)。

(51) Bittker & Lokken, *supra* note (26), ¶41.3.1 at 41-27-41-28.

(52) 川端・前掲注(41)31頁。贈与者の贈与時の贈与税は、1015条(d)項(1)及び(d)項(6)により、受贈者の基準価格を増額する。I.R.C. § 1015(d)。受贈者の基準価格は、代替基準価格または移転された基準価格として言及される。I.R.C. § 7701(a)(42), (43)。

上、受贈者の基準価格110ドルを用いることを命じ、他方で、損失の算定上、贈与時の公正市場価格100ドルを用いることを命じるから、両者の範囲（利得または損失のどちらともいえない領域）の金額は生じない⁵³。いかなる時にその財産が売却されても、この領域の金額は、贈与者の購入以来生じた未実現の利得ではないから受贈者に請求されず、その投下資本から生じた損失もまた、贈与以前の贈与者の損失となるべきものであるから、受贈者が控除する損失ではない⁵⁴と解されている。

同条は、贈与者から受贈者への財産の未実現の利得の移転を容認し、贈与者と受贈者に生じた全ての未実現の利得を受贈者に課税するが、贈与者に生じた未実現の損失の全ての控除を受贈者に否定する。この取扱いの差異は、全体的に合理的なものと解されているが、受贈者が繰延べ基準価格を用いて利得を算定する際に、その贈与者に適用されるはずであった贈与時の税率が変更されたならば、その贈与者に帰属していた未実現の利得は、その贈与時の税率ではなく、受贈者の売却時等の税率が適用される。このことは、しばしば贈与者が売却した際に適用される税率よりも低い税率での課税という結果に帰着する⁵⁵。

贈与時点の特定は、贈与概念に関する判例により形成され、1015条と102条の贈与は、表

裏の関係⁵⁶と捉えられている。ある取引が、1015条の贈与概念に該当するか否かの判断にあたっては、102条(a)項が等しく適用される。贈与により受贈者が財産を取得した日は、受贈者が財産の正当な権利を取得した日ではなく、贈与者がその財産にわたる支配権を放棄した (relinquished) その日が、受贈者が財産を管理支配する日⁵⁷と解されている。

繰延べ基準価格が適用される納税者は、1001条(c)項の認識される方法で財産を処分した時に、財産の贈与者等の基準価格または贈与者が財産に対する支配権を放棄した日の公正市場価格での基準価格を取得することとなる。

ところが、特に、贈与者が残余権者として財産を取得した生涯の間に存在する権利や家族間の贈り物等の財産に関しては、最初の基準価格に関する記録を喪失し、利得（損失）の算定ができない場合がある。また、贈与時に、贈与者がその情報を容易に入手できる場合でさえも、受贈者が取得した財産の情報を調査すれば、贈与者の個人的事情を詮索して感謝の意を表していないと取られかねないから、受贈者は、贈与者にその財産の取得時の費用を尋ねたがらない⁵⁸。

我が国と異なって、アメリカの租税訴訟では、納税者に立証責任を負担させるのが原則である⁵⁹が、内国歳入庁が納税者から納税不足

53) Reg. § 1.1015-1(a)(2). この領域を「gray area」と称する文献として、JOHN K. MCNULTY & GRAYSON M. P. MCCOUCH, FEDERAL ESTATE AND GIFT TAXATION IN A NUTSHELL 51, 438 (8th ed. 2016). [hereinafter cited as McNulty & McCouch].

54) Bittker & Lokken., *supra* note 26, ¶ 41.3.1 at 41-28.

55) *Id.*, ¶ 41.3.1 at 41-26-41-27.

56) 今本啓介「贈与との関係からみた所得概念の展開」早公67号247頁以下（2001）は、102条の贈与

と贈与税が接続することを前提に検討されている。Bittker & Lokken., *supra* note 51).

57) *Id.*, ¶ 41.3.1 at 41-28-41-29.

58) *Id.*, ¶ 41.3.4 at 41-33.

59) 増田英敏「租税訴訟制度と納税者の権利」・前掲書 23357頁以下、西本靖宏「アメリカ租税訴訟における立証責任論の新動向」石島弘ほか編『税法の課題と超克』589頁（信山社、2000）、水野・前掲注(7)299頁、松沢智『租税手続法』281頁（中央経済社、1997）、木村弘之亮『租税証拠法の研究』10頁（成文堂、1987）。

額を徴収し、これを争う場合、納税者は、その問題に関する事実を証明する確実な証拠を提出する責任を負う。

しかし、1015条(a)項は、贈与者等の有する「基準価格の算定のために必要な事実を受贈者が分からない (unknown) 場合、可能であれば、内国歳入庁長官は、贈与者もしくはかつての所有者またはそれを認知する他の個人からその事実を獲得することとする。長官が、その事実を獲得することが不可能であると認める場合」、贈与者等の有する「基準価格は、長官が獲得可能な最良の情報 (the best information) に従い」、当該財産が贈与者等により「取得されたその日またはおおよその日として、長官により認められた財産の公正市場価格とする」と定める。つまり、贈与者等の基準価格に関する証拠が保存されていない場合、その不断の立証の原則を緩和して⁶⁰⁾、内国歳入庁に財産に関する最良の情報を獲得すべきことを要求している。

受贈者が贈与者の基準価格を立証できず、また内国歳入庁が制定法の要求に従い価格を見出すことができずに、内国歳入庁が財産の基準価格をゼロとして、財産の売却により生じた実現利得全額に課税した事案がある。裁判所は、内国歳入庁により算定された基準価格は、明らかに恣意的な結果を招来させるから、不十分な証明力の証拠では、利得と損失は認められない⁶¹⁾としている。つまり、同条

は、贈与者の基準価格が分からない場合、受贈者の財産の売却における利得と損失が実現されない⁶²⁾結果となることを、未然に防止しようとしているのである。

3 新規基準価格

遺贈または相続による財産の移転の場合、遺贈者 (被相続人) の未実現の利得には、所得税が課されない。その代わりに、受遺者 (相続人) の取得財産の基準価格は、原則として故人の死亡時点の財産の公正市場価格 (fair market value) まで引き上 (下) げられ、故人の基準価格よりも高 (低) 額な基準価格を新規取得する⁶³⁾ (step-up/down or fresh-start basis) (以下、「新規基準価格」という)。

すなわち、1014条(a)項⁶⁴⁾は、遺言または無遺言により故人から移転された財産の受遺者等の基準価格は、「本条の別段の定めを除き、故人の死亡の前に売却、交換その他の方法で故人が処分しない場合であっても、(1)故人の死亡の日時の資産の公正市場価格とする」と定める。故人の遺産として連邦遺産税の対象となる財産⁶⁵⁾を取得した場合、その基準価格となる公正市場価格は、故人の死亡の日の公正市場価格、またはその遺産に連邦遺産 (もしくは世代跳躍移転) 税が課され、その遺言執行者がその遺産を評価するために選定した2032条により正当と認められた自由選択の評価の日 (optional valuation date) に等しい価格となる⁶⁶⁾。

(60) Bittker & Lokken., *supra* note 58).

(61) Caldwell & Co. v. Commissioner, 234 F. 2d. 660 (1956), at 661.

(62) Bittker & Lokken., *supra* note 58).

(63) *Id.*, ¶ 41.4.1 at 41-37.

(64) I.R.C. § 1014(a).

(65) I.R.C. § 1014(b)(1).

(66) この他に2032条の下での選択の場合、当該規定

の下で算出された価格、または2031条(c)項に規定された除外の適正な範囲内の故人の有する基準価格となる。Reg. § 1.1014-3(a). なお、死亡の日一年以内に贈与により故人が取得した増加益を有する財産 (並びに故人から取得されたまたは故人から移転するような財産の贈与者もしくはその贈与者の配偶者) の基準価格は、故人の死亡の直前の故人の財産の調整基準価格となる。I.R.C. § 1014(e).

つまり、遺産税の財産の価格がそのまま相続人の基準価格として受け入れられ、その後、財産が最終的に認識される方法で相続人が処分した場合、利得と損失の算定において遺産税の財産の価格を用いることにより、遺産税と所得税の間の財産の価値の一貫性を保持している⁶⁷⁾。仮に、同条の遺贈等により取得した財産を故人の死亡後一年以内に受遺者等が売却等で処分し、資本利得課税に服す場合、財産の受遺者等の保有期間は、一年以上保有したものとみなされ長期保有利得として取扱われる⁶⁸⁾。

例えば、Rは、M会社の株式を2万ドルで取得し、その後Rの死亡時に10万ドルの価値となったその株式をEに遺贈したとする。Rに帰属する8万ドルの利得は実現しないが、Eは10万ドルの基準価格を取得する。つまり、そのRの実現されなかった利得に対する課税は、恒久的に失われることになる。また、仮に、M会社の株式を10万ドルで取得し、Rの死亡時に、M会社の株式をEに遺贈する。Rの死亡時に3万ドルの価値しかなかったならば、Eはたったの3万ドルの基準価格を取得し、実現されない7万ドルの損失と基準価格の一部分7万ドルは、恒久的に失われる。

新規基準価格は、故人の生前中に生じた未実現の利得と損失を、故人の最終所得課税の確定申告または遺言執行者の申告の課税所得に算入し、課税（控除）しないばかりか、利得と損失が実現しないにも関わらず、財産の

取得者に、公正市場価格で基準価格のみを付与する。同条は、故人の財産の基準価格を破壊する機能⁶⁹⁾と共に、故人の死亡前の財産の未実現の利得全体に対する所得税を免除し、恒久的な未実現の損失の控除を禁止する法的効果を有する⁷⁰⁾。

死亡前の納税者に二つの選択肢を与える同条の取扱いは、未実現の損失を有する資産の場合、損失を控除可能な者に転移するために売却され、未実現の利得を有する資産の場合、死亡時まで資産を保有し新規基準価格の利益を相続人に与える⁷¹⁾という、強力なインセンティブを作り出しており、実際には、対照的に機能していない⁷²⁾という問題が生じている。

同取扱いは、租税歳入の減少、封じ込め効果への寄与、水平的公平、そして直接的に垂直的公平を害する⁷³⁾ことから、歴史的に連邦所得税の深刻な「抜け道」と指摘されてきた。

III 繰延べ基準価格と新規基準価格の歴史的展開

1 繰延べ基準価格と新規基準価格の生成期

1913年2月28日以後に取得した財産の売却またはその他の処分から生じる利得（損失）を算定するための基準価格は、その財産の費用（財産の投下資本等）であった。しかし、1913年から1921年まで、故人が贈与または遺贈等により取得した財産から生じる利得と損失の算定のための明示的な規定がなかった⁷⁴⁾。

(67) 川端・前掲注(41)30頁。

(68) I.R.C. § 1223(9) ; I.R.C. § 1222(3).

(69) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 430.

(70) Bittker & Lokken., *supra* note (26), ¶ 5.2, at 5-20.

(71) *Id.*, ¶ 41.4.2, at 41-37-41-38.

(72) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (69).

(73) Nancy M. Annick, *Plugging the "Gaping Loophole" of the Step-up in Basis at Death: A Proposal to Apply Carryover Basis to Excess Property*, 8 Pitt. Tax Rev. 75, 85-86 (2011).

(74) *Id.* at 93; Lawrence Zelenak, *Taxing Gains at Death*, 46 Vand. L. Rev. 361, 363 note 7 (1993).

1921年に議会が両者の取扱いを立法するまで、内国歳入局 (Bureau of Internal Revenue) による行政実務は、法律の下での適正な基準価格は、「財産を取得した時の公正市場価格またはその財産の価格」⁽⁷⁵⁾として、受贈者等に贈与時の公正市場価格を付与し、贈与、遺贈、相続により取得した財産の処分を同様に取扱っていた⁽⁷⁶⁾。

この取扱いは、保有財産の基準価格を超過する実現金額が顕在化する可能性がある場合、納税者が妻、近親者及び親しい友人にその財産を贈与することで、保有期間中の増加益への課税を免れさせ、その後、売却価格が贈与時の財産の公正市場価格を超過しない限り、受贈者は利得を実現させずに売却できるなど、様々な租税回避の温床となっていた⁽⁷⁷⁾。

1920年に、1913年3月1日以前に生じた利得と損失の取扱いを法律上に明示するため、一般的な規定を設けると同時に、別段の定めを設けることが提案された。この別段の定めが、繰延べ基準価格と新規基準価格の規定である。同条には、その原資基準価格に含まれるべき事項、贈与により取得した財産に関する事項、実質的に保護される遺贈・相続によ

り取得した財産の取扱いが具体化された。

すなわち、現行1015条の前身規定である旧内国歳入法202条(a)項(2)⁽⁷⁸⁾は、「1920年12月31日以後に贈与により取得した財産の場合、その基準価格は、贈与により取得されていない贈与者または直近の前所有者の基準価格と同額とする」と定め、純粋な繰延べ基準価格を創設した。繰延べ基準価格が創設された所以は、贈与により財産を移転することで贈与者の利得と損失を実現させずに、多額の増加益が生じた財産を家族または友人間で基準価格を付け替えて将来課税されるはずの課税利得を洗浄することを防ぐためである⁽⁷⁹⁾。

また、現行1014条の前身規定である旧内国歳入法202条(a)項(3)⁽⁸⁰⁾は、1921年以前の内国歳入局の慣行を成文化した。同条は、「人的遺贈、物的遺贈、相続により取得した財産の場合、その基準価格は、そのような取得の時の財産の公正市場価格またはその財産の価値 (the fair market price or value) とする」とし、現行法と同様の取扱いを定めた。議会は、1921年内国歳入法により、贈与の取扱いを変更し、それまでのあらゆる無償による財産の移転に適用されていた公正市場価格での基準

(75) H. R. Rep. No. 350, 67th, Cong., 1st Sess. 9 (1921). 1921年歳入法202条(c)に立法化された資産の交換に関する課税繰延規定については、阿部雪子『資産の交換・買換えの課税理論』83頁以下(中央経済社, 2017)を参照されたい。

(76) Kornhauser, *supra* note (38) at 50. 1913年3月1日以前に取得した財産の場合、利得(損失)を算定するための基準価格は、1913年3月1日のその財産の公正市場価格である。1913年3月1日以前に取得した財産が(1)費用を超過する場合、その時の公正市場価格を超える実現金額の超過額が総所得に算入され、(2)費用を下回る場合、実現金額を超えるその時の公正市場価格の超過額が損失として控除され、(3)実現金額が基準価格を超過

しているがその時の公正市場価格を超過しない、または実現金額がその基準価格を超過せずまたその時の公正市場価格に満たない場合、その利得(損失)は、認識されない。H. R. Rep. No.350, 67th, Cong., *supra* note (75).

(77) *Id.*; S. Rep. No.275, 67th, Cong., 1st Sess. 10-11 (1921).

(78) Pub. L. No.98, 67th, Cong., 1st 42 Stat. 229 (1921), Revenue Act of 1921, § 202(a)(2).

(79) Bittker & Lokken, *supra* note (26), ¶ 41.3.1 at 41-25.

(80) Pub. L. No.98, 67th, Cong., *supra* note (78), Revenue Act of 1921, § 202(a)(3).

価格の取得の取扱いを緩和した⁸¹⁾。

もっとも、議会で1913年に既に確立していた相続に対する分離課税制度という考えの下で、相続と並んで単純に位置付けられていた贈与は、聖域として扱われる (sacred cow) 102条の除外事項に包含された。しかし、1916年に現行の原型の遺産税が創設された⁸²⁾のに対して、1924年まで贈与税は創設されていないことから、遺贈・相続の新規基準価格のような二重課税の問題を生じさせることはなく、そもそも贈与により生じる所得を総所得に含め損なった可能性があることが示唆されている⁸³⁾。

純粹な繰延べ基準価格は、受贈者が、財産の売却により究極的に利得と損失を実現させるか否かに関わらず贈与者の基準価格を承継させる。同取扱いは、より少ない所得を持つ贈与者が未実現の損失を有する財産を実現させて控除する以上に、実現損失を控除する課税上の利益を獲得可能なより多くの所得を持つ家族や親しい友人等の受贈者に損失を移転して、控除する道を開いていた⁸⁴⁾。

この手法による所得の排除は、1929年の株価急騰の際には一般化していた。そこで、1934年に、議会は、1920年以後の贈与について「損失の算定の目的上、その基準価格は、算出された基準価格または贈与時の財産の公正市場価格のいずれか低い価格となる」⁸⁵⁾と規定し

て、贈与者から受贈者に潜在的な損失を移転することによる所得課税の回避 (avoidance) を防止するために、未実現の損失の繰延べ否認規定を設けた。

しかし、議会は、受贈者が繰延べ基準価格を用いて利得を算定する際に、贈与者に適用されるはずであった税率よりも低い受贈者の税率が適用されることによる課税上の損失を制約するための調整を、現在まで行わずにいる⁸⁶⁾。

2 新規基準価格の修正の試み

1942年に、新規基準価格は、故人の生前中に生じた増加益全体が所得税から免れ、恒久的な減少損全体の控除を禁止しているために所得税の重大な欠陥と捉えられ、財務省から、死亡時の無償による財産の移転への繰延べ基準価格の適用が推奨された⁸⁷⁾。

1963年には、一転して、財務省から、「死亡または贈与による移転時に資本資産に生じる全ての純利得 (all net gains) に対して資本利得の税率で税を賦課する。この提案の採用は、資本利得課税に関する私の計画に必要不可欠な要素である」として、「贈与または死亡時における資本資産から生じる利得の課税の取扱い」が提案された⁸⁸⁾。当該提案の例外事項には、①個人の人的財産、②生存配偶者に移

(81) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 432.

(82) Annick, *supra* note (73) at 81.

(83) Kornhauser, *supra* note (38) at 13, 38, 50 note 177.

(84) S. Rep. No.558, 73d, Cong., 2d Sess. 33 (1934).

(85) Pub. L. No.216, 73d, Cong., 2d 48 Stat. 706 (1934), Revenue Act of 1934, § 113(a)(2).

(86) Bittker & Lokken., *supra* note (26), ¶ 41.3.1 at 41-27. 1958年の繰延べ基準価格に対する贈与税の加算に関する改正については、See, *Id.*, ¶ 41.3.2 at

41-29-41-32.

(87) Michael J. Graetz, *Taxation of Unrealized Gains at Death-an Evaluation of The Current Proposals*, 59 Va. L. Rev. 830, 830 (1973).

(88) Hearings on President's 1963 Tax Message Before the House Ways and Means Comm., 88th, Cong., 1st Sess. 24 (1963) (Part 1), reprinted in Vol.26, Bernard D. Reams, Internal Revenue Acts of The United States: Revenue Act of 1953-1972 (1985). [hereinafter cited as Hearings First.].

転された資産、③あらゆる財産の一定の最低限の金額、④慈善寄付控除の対象になる財産の増加益が含まれ、贈与と遺贈等の両方で除外される。

とりわけ、同提案では、「死亡時の移転に課される実質的な増加益の金額を保有する者に、複数年にわたる処分適用される以上のより高い税率の適用を妨げている」として、無償の財産の移転により適正な税率での所得課税が実現できないことを批判すると共に、「死亡時の移転への課税は、課税遺産の規模を縮小し、これにより遺産税が減少するということは、明確に理解されるべきである」として、遺産税の支払いを延長し、増加益を有する財産に新たに同提案が適用されることで、二重課税の制約は解かれるとした。

この提案は、「納税者が贈与または死亡した場合、その納税者の活動を課税可能な事象(筆者注: taxable events⁸⁹⁾)として含め、その事象に係る彼の財産は、彼の保有期間中の増加益を含んで測定される」⁹⁰としているように、有償による財産の移転への資本利得課税と同様に、課税可能な事象ではない死亡と贈与による財産の移転を、実現事象とみなして、資本資産から生じる全ての潜在的利得に課税す

るみなし実現規定の創設の提案であった⁹¹。

しかし、この提案は議会に採用されなかった。1969年に、再度、財務省から、追加的歳入という理由の他に以下の二点を根拠として提案された⁹²。第一に、1969年法の下では普通所得(賃金、給与、配当、事業からの収益や資産の売却による収入等)は、富の増加として所得税が課されるのに対し、死亡時まで資産を保有することによる増加益や価値の資力により富を蓄積する人々には、所得税が課されない。したがって、そこでは所得税の納税義務が、増加益を有する資産を売却したか、それとも死亡時まで保有していたかの問題に左右されている。第二に、特に高齢の人々の保有資産は固定化され、投資家は、所得税を完全に回避することを期待して封じ込め(locked in) するようになった。この投資の封じ込めは、経済の資本の本質的な流動性を縮小させ、最大の報酬を約束している企業への妨げられるべきではない資本の流れを奪い取っている。この二点には、著しい不公平("gross inequity") が内包されている⁹³と指摘されている。

1969年の提案では、1963年の提言が具体化されている⁹⁴。特に、①みなし実現規定の制定

⁸⁹⁾ 金子宏教授は、taxable eventに「課税に適する事件」との訳語をあてられている(金子・前掲注(2)69頁)。同訳語について、木村弘之亮教授から、「課税要件に包摂される事象」と訳しうると直接ご指導を頂き、また増田英敏教授から、「課税可能な(課税要件に該当する)事象」と訳しうると直接ご指導を頂いた。本稿では、同訳語に課税要件に適合する事実という意味で、増田英敏教授の「課税可能な事象」との訳語を用いている。

⁹⁰⁾ Hearings First., *supra* note 88) at 594.

⁹¹⁾ Bittker & Lokken, *supra* note 26), ¶ 41.3.1 at 41-27.

⁹²⁾ Trea. Rep., Tax Reform Studies and Proposals,

91st, Cong., 1st Sess. 28 (1969), reprinted in Vol.22, Bernard D. Reams, Tax Reform-1969 Doc. 101 (1991).

⁹³⁾ Hearings on Tax Reform Before House Ways and Means Comm., 91st, Cong., 1st Sess. 3970 (1969), reprinted in Vol.6, Bernard D. Reams, Tax Reform Act 1969 Doc. 19 (1991).

⁹⁴⁾ Trea. Rep., *supra* note 92) at 28-29. 同提案では、1963年の配偶者間または慈善団体への移転の制限付の控除を完全な免除に変更し、孤児と配偶者を除く故人の人的財産の控除項目には制限が付された。

後は、立法後に生じた死亡時の無税の移転を期待する既に増加益を有する資産を保有する者を対象に、所得税を課して不公平を取り除く、②移転された資産の増加益への課税は、遺産税の目的上控除が認められる、③事業または投資財産の純未実現損失には、適切な制限を加え、資本利得及び故人の最終所得税の申告前の三年間の課税年度の普通所得に対して控除を認める、④移転された資産の利得は、平均化の資格を有するとしたことが注目される。

同提案の中でも、②について、「死亡時の増加益を有する資産への所得税の賦課は、死亡税が倍増する (a doubling up of death taxation) 結果が生じない。増加益への課税は、彼が所得税の下で当然支払うべきものであるが、そのような税額は、故人の遺産には入らない。ゆえに、遺産税の課税ベースは、普通所得または死亡前に実現した資本利得から遺産を蓄積した人の場合と同様に、所得税の支払われた純額となり、遺産税で税額控除を認めることが必要不可欠であることが強調されている⁹⁵⁾。

つまり、個人の生涯の終焉に課される遺産税の課税対象は、生前中の所得税の課された後の残額であるから、みなし実現規定の構造には、所得課税後に分離課税として遺産税が課されることによる二重課税の排除を行う必要があることを説示している⁹⁶⁾。他方で、故人の死亡時に未実現の利得 (損失) を評価することは複雑さを伴うから、行政上の実行可能性は低いことも念頭に置かれている。

同提案は、相当に簡易な制度である新規基準価格を今日の連邦所得税における最も深刻な欠陥として特徴づけた。しかし、同提案は、例え公平の確保、封じ込め効果の解消、歳入

の増加の観点からみなし実現規定が有用であるとしても、精巧な公平の達成ではなく、むしろ、甚だしい複雑性を招来させる制度と評価された⁹⁷⁾。すなわち、資本資産の故人の原資基準価格と新たに評価された日のいずれかとする基準価格の算定の要求は、それが確定するまで遺産税の債務の確定を延長する必要がある、さらに、追加的な形式による不動産譲渡の完了、故人の基準価格及び取得日に関する証書の編纂、管理財産の期間とその費用の増大等の問題が増すと考えられ、簡素 (simplicity) に適うものではなかった。

議会は、みなし実現規定を立法しなかったが、その代わりに、死亡時のみなし実現規定と新規基準価格による課税の放棄の折衷案として、「1976年12月31日以降に死亡する故人から取得した特定の財産に対する繰延べ基準価格」が内国歳入法典1023条に創設された。

1976年の改正の目的は、主に生前中の移転と死亡時の移転の間の不当な差別的取扱いを排除することにあつた⁹⁸⁾。具体的には、①財産の売却が所有者 (故人) の死亡後に延期され、死亡前に生じた増加益に所得税が課されないことを是正し、②納税者が売却せずに資産を保有し続けることによる封じ込め効果を緩和し、資源の競争における資本の配分の歪みを取り除くことであつた。

1023条(a)項⁹⁹⁾は、「(1)繰延べ基準価格一本条

⁹⁵⁾ *Id.* at 29.

⁹⁶⁾ 水野忠恒「所得税と相続税の交錯」ジュリ1020号156頁 (1993)。

⁹⁷⁾ Graetz, *supra* note 87 at 838.

⁹⁸⁾ Generally Staff of Joint Comm. On Tax'n, 94th, Cong., 2d Sess. 551 (1976), General Explanation of the Tax Reform Act of 1976, reprinted in Vol.16, Bernard D. Reams, Tax Reform-1976 Doc. 57 (1992).

の別段の定めを除き、財産を取得する個人で……故人から取得した財産の繰延べ基準価格の基準価格 (the basis of carryover basis) は、故人の死亡の直前のその財産の調整基準価格となり、さらに、本条の定めに基づき調整される」とし、生存者間の贈与と同様に遺贈・相続による財産の移転への繰延べ基準価格を規定した。

同条に具体化されたように、議会は、改正前の財産の増加益に課税を行わないために、改正前まで新規基準価格を適用すること以外に、以下の二点を信じていた⁽⁹⁹⁾。①遺産税と所得税の両者による課税から増加益の一部を保護するために、繰延べ基準価格には、財産の増加益に帰することとなる連邦 (州) の死亡税が増額されるべきこと⁽¹⁰⁰⁾、②故人の死亡前の増加益への租税の支払いから、より小さな

遺産の受益者を保護するため、少なくとも、各遺産の全ての繰延べ基準価格の財産に6万ドルの最低基準を設けるべきこと⁽¹⁰¹⁾である。

しかし、この改正法は、繰延べ基準価格の制限付きの事項に関して、実際の適用対象が明確にされないまま運用することになり、多くの深刻な問題が生じることが懸念された。最も批判されたのは、基準価格の記帳⁽¹⁰²⁾及び記録の保持であり、その他に人的財産の1万ドルの除外並びに6万ドルの最低値が低額すぎることや基準価格の算定が困難であることなど行政執行上の負担の増加⁽¹⁰³⁾が指摘された。

議会は、1978年にその適用を1979年12月31日以降に延期し⁽¹⁰⁴⁾、1980年にはついに適用されることなく遡って廃止された⁽¹⁰⁵⁾。1980年以後、無償の富の移転課税は、移転者の骨を折って稼いだ金銭または成功への懲罰なのか、

(99) Pub. L. No.455, 94th, Cong., 2d 90 Stat. 1872 (1976), Revenue Act of 1976, § 1023(a). 同条同項(2)は、損失の目的上、故人の所有する財産のうち、故人と世帯の人的財産の繰延べ基準価格は、公正市場価格を超えてはならないとする。さらに、同条(b)項は、繰延べ基準価格の財産 (carryover basis property) を、1014条及びパラグラフ(2)により除外されない故人から移転された財産を意味すると定義する。パラグラフ(2)では、(A)691条の個人の総所得の項目のほか、五項目を繰延べ基準価格の財産から除外する。パラグラフ(3)では、故人の所有する人的財産と2001 (2101) 条により連邦 (州) 遺産税の申告に関する6075条(a)項の定めの日以前に、財務省規則に基づき遺言執行人により選択される事項について、特定財産の1万ドルの除外を規定する。Id. at 1872-1873, Revenue Act of 1976, § 1023(b).

(100) Generally Staff of Joint Comm. On Tax'n, 94th, Cong., *supra* note (98) at 552-553.

(101) 同条(c)項は、故人から財産を取得する個人について2001 (2101) 条により連邦 (州) 遺産税が課される財産の増加益を有する繰延べ基準価格の財産の基準価格は、遺産税が課されることで被るそ

の財産の価格における純増加益、遺産税が課されることとなる全ての財産の公正市場価格に対する連邦 (州) 遺産税の比率と同様に被ることとなる金額が増加される。Pub.L. No.455, 94th, Cong., *supra* note (99) at 1873, Revenue Act of 1976, § 1023(c).

(102) 同条(d)項は、繰延べ基準価格の財産に対する6万ドルの最低値を設け、全ての繰延べ基準価格の財産の総基準価格が最低値を超えるならば、全てのその財産の価格の純資産の増加に対して負担し、その財産の価格の純増加益と同様にその超過額に対する比率と同様に被る金額が増額される。Id. at 1873-1874, Revenue Act of 1976, § 1023(d).

(103) ジョン・K・マクナルティ (水野忠恒訳) 「合衆国所得税の構造と特色(1)」ジュリ919号85頁(1988)。

(104) Annick, *supra* note (73) at 95-97.

(105) Pub. L. No.600, 95th, Cong., 92 Stat. 2763, 2884 (1978), Revenue Act of 1978 at § 515.

(106) Pub. L. No.223, 96th, Cong., 94 Stat. 229, 299 (1980), Crude Oil Windfall Profit Tax Act of 1980 at § 401.

社会的に望ましいものとして十分に目的を達成しているか、富の過度な蓄積を抑制する効果があるのか、移転税対策により回避可能な自由選択制度か、歳入の確保に寄与しているのかなどの問題⁽¹⁰⁷⁾が提起され、遺産税の廃止へと傾斜していった。

そして、2001年改正法⁽¹⁰⁸⁾は、2001年から2010年にわたる段階的減税措置を採用し、遺産税と世代跳躍移転税を2010年に完全に廃止した。遺産税等の廃止は、未実現の利得の恒久的な除外をもたらす新規基準価格の問題を浮き彫りにする⁽¹⁰⁹⁾から、2009年12月31日に新規基準価格を廃止し、新たに2010年以後に適用する1022条を創設した⁽¹¹⁰⁾。

しかし、2010年12月17日に連邦議会を通過した2010年改正法⁽¹¹¹⁾が、2001年改正法を恒久化しなかったため、遺産税等は復活した⁽¹¹²⁾。2010年以後1年以内に廃止される1022条に対処するため、2010年改正法301条(c)項⁽¹¹³⁾は、

2010年に死亡する故人の遺産への1022条の特別な選択規定を設けた。

特別な選択規定は、2010年に死亡する故人の遺産の場合、遺言執行人は、あたかも2010年改正法301条(a)項による修正に係る1986年内国歳入法典1014条及びその故人から取得する財産への遺産税が課されないかのように、1022条の適用を選択しようとした。

仮に、1022条を選択したならば、遺産税等廃止の優遇を利用すると共に、同条(a)項⁽¹¹⁴⁾が、原則として「(1)2009年12月31日以後に死亡する故人から取得した財産は、本条の目的上、贈与により移転されたものと同様に取扱われ、かつ(2)そのような故人から財産を取得する個人の基準価格は、(A)故人の調整基準価格または(B)故人の死亡時の公正市場価格のより低い価格となる」と規定するように、取得した財産の基準価格は、故人の基準価格または故人の死亡時の財産の公正市場価格のいずれか低

(107) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 427-430.

(108) Pub. L. No.16, 107th, Cong., 115 Stat. 38 (2001), reprinted in Vol.1, William H. Manz, The Bush Tax Cut: Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001 Doc. 1 (2002). [hereinafter cited as 2001 Act]. 同法は、恒久法ではなくサンセット条項 (sunset of provision) であるため同法に対する立法措置が図られない限り、2010年12月31日以後は自動的に失効する。 *Id.* at 150, 2001 Act at § 901.

(109) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 423.

(110) Pub. L. No.16, 107th, Cong., *supra* note (108) at 76, 2001 Act at § 541.

(111) Pub. L. No.312, 111st, Cong., 124 Stat. 3296 (2011), reprinted in William H. Manz, Bush Tax Cut Extension: Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010 Doc. 1 (2011). [hereinafter cited as 2010

Act]. See, also, KEVIN M. YAMAMOTO & SAMUEL A. DONALDSON, FEDERAL WEALTH TRANSFER TAXES 36-37, 148-153 (4th ed. 2016). [hereinafter cited as Yamamoto & Donaldson].

(112) Pub. L. No.312, 111st, Cong., *supra* note (111) at 3300-3304, 2010 Act at § 301(a), (b), § 302. なお、1022条の繰延べ基準価格の廃止を301条(a)が、遺産税等の復活を同条(b)項が、2001年改正法の失効に伴う増税を回避するための遺産税等の非課税枠500万ドルを302条が規定している。無償の富の移転課税の変遷については、佐古麻里『米国における富の移転課税』10-45頁(清文社、2016)、柴由花「相続税と所得税の統合」国際社会科学研究所8巻1号81頁以下(2003)、林祥良「所得税法へのみなし譲渡課税制度の導入について」法学ジャーナル90号276頁以下(2015)を参照。

(113) Pub. L. No.312, 111st, Cong., *supra* note (111) at 3300, 2010 Act at § 301(c).

(114) *Id.*, Revenue Act of 2001, § 1022(a).

い価格となる。

故人から取得した財産には、遺贈、相続及び信託により故人の総遺産を構成する全ての財産が含まれる⁽¹¹⁵⁾。1022条の基準価格は、生存する配偶者が、故人により所有されたと認められた全ての財産⁽¹¹⁶⁾に、追加的基準価格の増額 (additional basis increase)⁽¹¹⁷⁾300万ドルを認め、さらに、取得した財産の総基準価格の増額 (aggregate basis increase)⁽¹¹⁸⁾130万ドルの増額を認める。この総基準価格の増額は、公正市場価格の基準価格の下での損失を相殺するために設けられ⁽¹¹⁹⁾、最大で故人の死亡の日の財産の公正市場価格の範囲内まで故人の所有した全ての財産に適用される⁽¹²⁰⁾。

少なくとも、それらの基準価格の増額が適用される財産は、贈与に関して故人の死亡の日三年以内に配偶者から故人への金銭的価値の生前贈与に限られる⁽¹²¹⁾とされるように、死

亡時に故人が所有したものでなければならぬ⁽¹²²⁾。

未実現の利得と損失の消滅を防ぐための1022条の繰延べ基準価格は、故人の基準価格または死亡時の公正市場価格のいずれか低い価格を獲得するが、事業と投資資産の場合、損失を有する基準価格の増額は、無償の追加的基準価格のたまり場⁽¹²³⁾となることから、さらなる複雑化と悪化を孕む⁽¹²⁴⁾ものであった。

以上、所得課税における無償の財産の移転に対する財務省と議会の試みを整理した。

遺贈等へのみなし実現規定と繰延べ基準価格の導入は、未実現の利得とそれ以外の経済的利得との間の取扱いの公平を実現し、納税者の実質的な担税力に応じた課税を実現するための試みであった。新規基準価格は、財産の増加益に対して所得税が課され遺産税 (第二の税) が課されることを根拠として正当化

(115) Pub. L. No.16, 107th, Cong., *supra* note (110) at 80, Revenue Act of 2001, § 1022(e). 1022条(e)項(3)は、故人の死亡を考慮せずに移転された全ての財産を、故人からの取得財産として取扱う。

(116) *Id.* at 78, Revenue Act of 2001, § 1022(d)(1)(B). 例えば、所有権に関する項目では、故人と生存配偶者の共有財産である場合、その故人の財産の50%に限って所有者として取扱われる。

(117) 1022条(c)項は、生存配偶者により取得された財産に追加的基準価格の増額を認め、本項が適用され、かつ、完全移転財産 (outright transfer property) 及び適格終了利益財産 (qualified terminable interest property) を意味する適格配偶者財産 (qualified spousal property) である場合には、その基準価格に、総額300万ドルを増額する。*Id.* at 77-78, Revenue Act of 2001, § 1022(c).

(118) 1022条(b)項(A), (B)により、その基準価格は、取得された財産が遺産である等の特定の財産の場合、総基準価格の増額130万ドルを認める。さらに、同項(2)(C)により、1212条(b)項の資本損失の繰越金及び故人の最後の課税年度から後の課税年度への172条の繰越純損失 (欠損金) 額の合計金額に加え

て故人から取得した財産が故人の死亡の直前に公正市場価格で売却された場合に165条の下で認められる損失の合計額、未使用の含み損と繰越純損失を増額する。*Id.* at 76-78, Revenue Act of 2001, § 1022(b).

(119) Yamamoto & Donaldson., *supra* note (111) at 149-150.

(120) Pub. L. No.16, 107th, Cong., *supra* note (110) at 78, Revenue Act of 2001, § 1022(d)(2).

(121) *Id.* at 78-81, Revenue Act of 2001, § 1022(d)(1)(C). なお、故人により十分に考慮されずに購入または贈与として取得した財産には、基準価格の増額は認めない。また、調整基準価格を超える財産の債務がある場合、その遺産の財産の移転により被った利得は無視され、課税除外利益以外の利益の故人の遺産からの利得は認識されない。*Id.* at 80-81, Revenue Act of 2001, § 1022(g)(1).

(122) Pub. L. No.16, 107th, Cong., *supra* note (121), Revenue Act of 2001, § 1022(d)(1)(A).

(123) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (69).

(124) Annick, *supra* note (73) at 124.

されてきた⁽¹²⁵⁾が、みなし実現規定と繰延べ基準価格の導入は、二重課税の理論または所得の捕捉に強い完全なる所得税の課税の公平を達成する方法である⁽¹²⁶⁾ことが示唆されている。

IV 所得税理論の下でのみなし実現規定の擁護論

1 財産の基準価格と未実現の利得

米国の財産の取引により生じる利得は、純所得に到達するために、実現金額から調整基準価格を控除して決定される。調整基準価格は、納税者が財産を取得した時の投下資本である納税者が手放した財産の費用 (cost)⁽¹²⁷⁾を調整したもので、納税者の財産の取得費用を、列挙された事項に基づき調整したものとして表れる⁽¹²⁸⁾。一般に、納税者による財産への改良は、基準価格を増加させ、特定の財産に認められる減価償却控除は、基準価格を減額させる。

基準価格となる費用は、納税者が財産の取得のために金銭を支払う場合、当該財産の取得に要した金額がそれを構成する⁽¹²⁹⁾。他方で、財産の交換により取得した場合、納税者が手放した (given) または取得した (received) 財産の価値のいずれかになるが、實際上、財産の交換は「独立当事者間取引」(arms-length transaction) において二人の当事者の交換し

た価値は、事実上等しい、または、等しくなることが当然の前提とされている」ことから、減価償却等により手放した財産の価値が合理的正確性をもって算定することができないならば、合理的・公正に特定しうる取得した財産の価値に等しい価格が、基準価格となる⁽¹³⁰⁾。

課税の観点からは、財産の取得時から、納税者の資産に対する投資は継続しているから、財産が売却または交換されて実現したときに、納税者が財産に継続的に投資した未回収の費用が具体的に確定し、未回収の費用を超過する実現金額の範囲に限り納税者は、財産から生じる課税利得を得る⁽¹³¹⁾。

すなわち、明白な所得概念の理解の下では、「資本資産の転換は常に所得を生み出すということとはできない。もし、費用よりも少額で売却されたならば、むしろ損失または支出を生み出す。……『あらゆる源泉から』受け入れた『総所得』の一部として適正に計上される利得が生じ、そして、正当と認められた控除をこれに適用することにより、我々は『純所得』に到達する。例えば、利得の金額が存在するとしても、利得または損失が存在するか否かを確定するために、我々は、考慮すべき期間の最初に存在したその資本的価値 (the capital value) を回復するのに十分な金額を総収益から控除しなければならない」⁽¹³²⁾

(125) Zelenak, *supra* note (74) at 364; Dodge, Carryover Basis., *supra* note (17) at 961-962.

(126) Graetz, *supra* note (87) at 833, 859.

(127) I.R.C. § 1012(a).

(128) I.R.C. § 1016(a).

(129) Donaldson, *supra* note (32) at 128.

(130) Philadelphia Park Amusement Co. v. United States, 126 F. Supp.184 (1954), at 188-190. 水野忠恒教授は、基準価格の機能は「所得ならびに損失が、一回のみカウントされるようにすること」(水野忠恒「譲渡所得の取得価額」日税50号66頁以

下 (2002)) とされる。

(131) Donaldson, *supra* note (32) at 127.

(132) Doyle v. Mitchell Bros. Co., 247 U.S. 179 (1918), at 185. なお、本判決は、Macomber事件判決と同様の所得の理解であるが、修正16条の下での所得を定義した事案ではない。Eisner v. Macomber, 252 U.S. 189 (1920). 本事案は、1909年法人所得課税の下で、適正な評価によらない原価ではなく、公正市場価格で評価された適正な原価を控除することを認め、純所得課税を支持した事例である。Dodge et al., *supra* note (20) at 13 note 12.

とし、納税者の財産を交換等の手法により転換した場合に、納税者が最初の投下資本を回復するまでは、納税者は純所得を獲得しない⁽¹³³⁾。

課税という強力な規範の下では、第一に、同じ富は、一度以上同じ納税者に課税がなされるべきでないし、第二に、同じ富は、一度以上同じ納税者により控除されるべきではないとする二つの基本的な教訓 (precepts) がある⁽¹³⁴⁾ことから、1001条及び1012条の基準価格は、費用として観念される価格を控除することにより、納税者の既に課税された富の一部を保護している。このことは、所得概念の原資の維持の基準⁽¹³⁵⁾として表現される。

財産を取得するためには、納税者が経済的利得の獲得時に課税された後の納税者の富の一部を支出する必要があるが、それは資本的支出であるから、財産の取得時には控除されない。しかし、その資本的支出は、財産を売却した時に生じる実現金額の原資の回復部分であり、既に納税者に課された富である。ゆえに、1012条に機械的に表現された教訓は、

投資の終焉時に、財産の基準価格を納税者に付与することで、納税者の既に課税された富に再び課税されることを防止している⁽¹³⁶⁾。

そうすると、調整基準価格は、納税者の実質的な担税力の増加の有無を測定する要素として、その尺度の基底を適正に決定する役割を果たしているといえる。

しかし、1012条の別段の定めである繰延べ基準価格は、課税可能な事象ではない贈与による財産の移転につき、未実現の利得を保存するための会計上の仕組みとして、基準価格を操作している⁽¹³⁷⁾。この取扱いは、贈与者の未実現の利得を移転する技術として⁽¹³⁸⁾、基準価格を受贈者に付与し、受贈者 (別の個人) の所得として租税を課す。繰延べ基準価格は、代理納税義務者 (surrogate taxpayer) を通じた代替課税 (substitute taxation) の一部分として説明される⁽¹³⁹⁾。

代替課税に関して、贈与者に帰属する保有期間中の未実現の利得と損失を受贈者に移転する純粋な繰延べ基準価格の合憲性を判断した Taft v. Bowers⁽¹⁴⁰⁾事件がある。1921年及び

(133) Donaldson, *supra* note (32) at 122. 純所得の課税理論として、収入金額から投下資本の回収部分を控除することは、我が国でも当然に認められている (碓井光明「米連邦所得税における必要経費の研究」(一)法協93巻4号505頁以下 (1976)、(五・完)法協94巻4号495頁以下 (1977)、金子宏「譲渡所得における「取得費」の意義」・前掲書23250頁、清永敬次『税法 [新装版]』103頁 (ミネルヴァ書房, 2013))。

(134) Dodge et al., *supra* note (20) at 45-46.

(135) Paul H. Wueller, *Concepts of Taxable Income I*, 53 *Political Science quarterly* 83, 90 (1938); KEVIN HOLMES, *THE CONCEPT OF INCOME A MULTI-DISCIPLINARY ANALYSIS* 47 (2001). 金子・前掲注(2)14頁以下。

(136) Dodge et al., *supra* note (20) at 47. 二重控除については、山名隆男「所得税法における二重控除の

一考察」越智敏裕ほか編『行政と国民の権利』417頁以下 (法律文化社, 2011) 参照。

(137) Bankman et al., *supra* note (22) at 164.

(138) *Id.* 未実現の利得の税負担を移転とする見解として、J. MARTIN BURKE & MICHAEL K. FRIEL, *TAXATION OF INDIVIDUAL INCOME* 98 (11th ed. 2015). 利得と税負担を移転とする見解として、McNulty & McCouch., *supra* note (53) at 439.

(139) Bankman et al., *supra* note (22) at 165. 代替課税は、贈与の場合、贈与者よりも受贈者が売却時に納税資金を得る立場を有するから、正当化されるが、遺贈・相続の場合、納税資金の確保が困難であり、故人の基準価格を突き止めるための行政上の負担が過重になるから、正当化されていない。McNulty & McCouch., *supra* note (53) at 439-440.

(140) Taft v. Bowers, 278 U.S. 470 (1929).

1922年に納税者(受贈者)は、父親から、増加益の生じる株式を贈与され、1923年に、贈与時よりも高い公正市場価格でその株式を売却した⁽¹⁴¹⁾。

本事案の争点は、株式の売却により納税者の獲得した金額と贈与者の基準価格の差額のうち、受贈者の保有期間中の増加益を超えて贈与者の株式の保有期間中の増加益も併せて受贈者に所得税を課すことの憲法適合性の可否である。納税者は、納税者の父親が株式を保有期間中に生じた増加益には課税されないと主張した⁽¹⁴²⁾。

連邦最高裁判所は、「現実には、その株式は、たった一つだけの——すなわち、贈与者による資本の投下を表した。そして、その増加益が売却または転換を通じて、そこから分離されたとき、それは、まさに修正16条の文言の課税に服する取得者の支配する投資からの所得となった。議会は、国庫に一部を支払うためにその全体の増加益を取得者に要求することにより、彼女から権利のないものを収奪し、彼女に苦痛のないように課税する。彼女は、その取得した財産に係る贈与者の地位 (the position of her donor) を自発的に引受ける、というその法律を理解して、その贈与を承諾した。彼女がその株式を売却したときに、実

際に彼女は、原資の合計金額に加え全体の増加益を得た……。議会は、課税の目的上、受贈者の取得した物に関して贈与者の地位を受け入れるべきことを要求するための権限を有する。……彼は、単純に、彼が取得した株式を所有する他の株主と同様の視点で、おそらく、ここで支払われた価格に左右される配当の見込み及びその結果支払われる所得税の見込みが割引かれたその靴(筆者注:株式)を承継した。要するに、会社の収益から生じた配当が株主の所得を構成するか否かの問題は、人の手から手への株式の移転に先立つ出来事で、影響はない。」⁽¹⁴³⁾と判示し、贈与者に帰属した財産から生じる未実現の利得を受贈者に代わりに課税することを容認した。

本判決の意義は、所得の概念を拡張し財産から生じる移転者の未実現の増加益(利得)は所得に包含されると判示したことにある⁽¹⁴⁴⁾。贈与により移転した資産の増加益は、102条の下で除外されない「財産からの所得」とした。さらに、議会の立法技術として、第一に、少なくとも所得が存在するという条件の下で、二者の納税者間に存在するまたは二者の納税者のうち一方の所得の帰属先を議会在決定でき⁽¹⁴⁵⁾、第二に、所得を恒久的に除外するのではなく単純に所得の認識を繰延べて、所得税

(141) 278 U.S. at 478-479.

(142) 連邦地方裁判所は、贈与者の基準価格が受贈者の基準価格となると受贈者は贈与者の所得も含めて課税されるが、修正16条の所得には贈与による所得は含まれないから、受贈者の所得には、贈与者が取得した日と受贈者に引渡した日との差額を資本と捉えるのではなく、贈与が完了した時の贈り物の価格が資本となると判示した。Taft v. Bowers, 15 F. 2d. 890, 890-891 (S.D.N.Y. 1926). 他方で、連邦巡回控訴裁判所は、その課税利得は、贈与者の株式取得以後生じた増加益を明確に表し

ており、議会は贈与者の取得時の基準価格で増加益を課税する取扱いを創設する租税の賦課徴収のための憲法上の権限を十分有しており、それは合理的で、恣意的または不安定なものではないと判示して原審の決定を覆した。Bowers v. Taft, 20 F. 2d. 561, 564 (2d Cir. 1927).

(143) 278 U.S. at 482-484.

(144) See, James R. Repetti, *Taft v. Bowers: the Foundation for Non-Recognition Provisions in the Income Tax*, 42 ACTEC L.J. 23, 27 (2016).

(145) Dodge et al., *supra* note (20) at 339.

の対象から所得を不認識するという特例を創設することを、連邦最高裁が、是認したことにある⁽¹⁴⁶⁾。議会と連邦最高裁判所は、財産から生じる所得（未実現の利得（損失））は、課税制度から消滅させるべきではないことを認めている。

繰延べ基準価格は、未実現の利得の免除を否定し、受贈者が贈与により取得した財産を最終的に認識される処分方法により実現した時に、受贈者の利得の測定に反映する。同手法による代替課税は、理論的に贈与の時に生じた所得を得る者に課税するように調整する精密性を重視する立場と財産を売却して租税債務が生じ、税を支払うことから利益を得る者に課税するという実用性を重視する立場との対立を生じさせる⁽¹⁴⁷⁾。

すなわち、みなし実現規定と繰延べ基準価格（代替課税）規定の保護する価値は、みなし実現規定により移転者の段階税率で利得に課税（損失を控除）することと繰延べ基準価格により取得者の段階税率で利得に課税（損失を控除）する両者の性質の中間にある⁽¹⁴⁸⁾。両者の保護する価値の本質は、移転者の積極または消極的な富を表す未実現の利得と損失を課税制度から消滅させないことにある。しかし、両者の根幹には、理論面の利得と損失の帰属（attribution）と実用面の未実現利得への課税の弊害の対立がある。

2 適正な納税者への利得と損失の帰属

所得の帰属に関する管理支配の原則（the controlling principle of income attribution）は、積極または消極的所得を、それを実際に享受する者ではなく、それを管理支配する者に帰属させる⁽¹⁴⁹⁾。この原則は、担税力の観念が、究極的に、利用ではなく源泉の管理支配にあるとする⁽¹⁵⁰⁾根拠に基づく。当該原則は、根本的に所得に含まれるか否かの基準として、効用や満足をもたらす財貨や役務を自由に支配するための金銭に関する能力とする点⁽¹⁵¹⁾や社会的に稀少な資源の利用に対する支配の行使が所得⁽¹⁵²⁾であるとの定義に具体化される。

繰延べ基準価格と新規基準価格も、適正な所得の帰属という制約に服すべき⁽¹⁵³⁾ことが指摘されている。確かに、所得の帰属の管理支配の原則は、代替課税ではなく、みなし実現規定を支持するだろう。なぜなら、財産の保有期間中の未実現の利得（損失）は、財産の保有者が管理支配したもので、みなし実現規定は、課税物件の帰属先を変更しないからである。

上述のように、執行者である財務省は、みなし実現規定を支持するが、議会は、みなし実現規定を容認していない。裁判所は、利得と損失を移転者に課税することを支持するだろうか。

議会により立法された1001条(a)項は、財産

(146) Repetti, *supra* note (144) at 23.

(147) Bankman et al., *supra* note (22) at 165.

(148) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 434.

(149) Dodge, Carryover Basis., *supra* note (17) at 971.

(150) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 426 note 18. なお、本節は、同論文に多くを負っ

ていることを付しておく。

(151) Robert Murry Haig, *The Concept of Income Economic and Legal aspects*, in THE FEDERAL INCOME TAX 1, 7 (Haig ed., 1921).

(152) Simons, *supra* note (29) at 49.

(153) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 435.

の処分と規定しているが、辞書学者や一般通常人の感覚からすれば、贈与は包含されると共に、遺贈は故人が死亡後に実行できない処分方法である⁽¹⁵⁴⁾。ところが、IIで確認したように、贈与等は、実現事象でもなければ、同条(c)項にも該当しない。実際に議会による1015条及び1014条の創設からも明らかなように、贈与等は、一貫して61条(a)項(3)の「財産の取引」または1001条(a)項の「その他の処分」の射程から外され、課税できない事象 (nontaxable event) として取扱っている⁽¹⁵⁵⁾。

そうすると、議会により1921年に導入された繰延べ基準価格は、贈与による移転から生じる利得と損失は、実現または認識しないという想定を前提として立法され、贈与者の未実現の利得と損失は所得課税の下で恒久的に除外されないことを確認するかのよう議会の見解を表明したこととなる。少なくとも、贈与等が実現事象ではないとの決まりは、内国歳入法典の基本的構造を形成する制定法の決まりではなく、1001条(a)項の文言から派生している⁽¹⁵⁶⁾。

しかし、同条(c)項の認識される処分方法ではない贈与と遺贈という処分方法を用いた納税者は、移転された財産の価値に等しい非経済的な満足 (noneconomic satisfactions) を

享受しているとみなしうるから、裁判所により制定法の文言を過度に歪曲させることなく回避されている⁽¹⁵⁷⁾。なぜなら、実現金額は、同条(b)項⁽¹⁵⁸⁾により、受領した金銭または金銭的価値以外の取得した財産に制限することを規定するが、裁判所は、排他的に実現金額を要求し限定的に解釈していない。納税者の贈与による処分に課税を行うか否かは、同条(b)項の実現金額を構成するか否かにより判断されている。

すなわち、贈与者は、債務の負担から利益を得るから、その債務に等しい実現金額を取得すると考えられ、その債務に課税される。贈与者は、その債務に関して、純粋な経済的利得でないものを獲得するから、実現金額としての債務の免除 (debt-relief) は、無償の処分における実現金額を創出することができ⁽¹⁵⁹⁾。また、使用者が値上りした財産を雇業者に移転することは、役務を受けたその価値の形式の中で、その金額が実現する⁽¹⁶⁰⁾。

裁判所は、生存者間の贈与に所得の移転の原理 (the assignment of income doctrine) を用いて対処してきた。とりわけ、この原理を支える総所得及び所得の帰属の判例として著名な Horst 事件⁽¹⁶¹⁾では、たとえその利子を、実際に受贈者が享受したとしても、社債券を保

(154) Bittker & Lokken., *supra* note (26), ¶ 40.3, at 40-9.

(155) *Id.* at 40-10; Dodge et al., *supra* note (20) at 335.

(156) Bittker & Lokken., *supra* note (26), ¶ 40.3, at 40-11.

(157) Bittker & Lokken., *supra* note (154).

(158) I.R.C. § 1001(b).

(159) *Helvering v. Bruun*, 309 U.S. 461 (1940) at 469; Dodge et al., *supra* note (20) at 436.

(160) *Id.* 労働から引出される利得については、See, *Old Colony Trust Co. v. Commissioner*, 279 U.S.

716 (1929), at 729-731.

(161) *Helvering v. Horst*, 311 U.S. 112 (1940), at 116-118. 一方の配偶者が役務等により給与等を取得した場合に全ての財産を配偶者間で共同所有する、つまり、配偶者間で役務からの所得を分割する契約を結んだ事案では、契約は有効であるが、給与を獲得した者への課税を定める法の下で、果実(給与)が成長したから別の木にその果実を帰属させるという取決めを受け入れる差別はできないとした。*Lucas v. Earl*, 281 U.S. 112 (1930), at 114-115.

有する贈与者は、既に生じた利札の利子を受贈者に与えたことにより所得を実現し、所得を享受していると判示した。

同判決の「金銭または財産の支出によってのみ得られる満足を獲得するために行う……所得を受領する権利の利用は、その満足が、……品物の購入であろうと……、地域社会への資金の寄付の結果としての精神的な満足であろうと、お気に入りの息子への贈与であろうとも、所得の享受であると思われる。たとえば、彼は、現実に金銭を受領していないけれども、彼は、金銭または金銭的価値の支出によってのみ獲得できる満足の獲得において、金銭あるいは金銭的価値のように利用して、利札の処分から金銭的価値を得ているのである。原告の利札の取得による経済的利得の享受は、仮に原告が金銭でその利子を取得し、指定された目的のためにそれを利用すると同様に完全に実現される。」⁽¹⁶²⁾という最後の文脈では、課税可能な事象として未実現の増加益を有する財産の贈与に対処するための別の基準を示唆している⁽¹⁶³⁾ことが指摘される。

そこでは、繰延べ基準価格は適用されずに、贈与者に課税され、受贈者の息子が取得した経済的利得は102条により除外される。

利得は、所得の全体の中の一部を構成するから、もし、納税者が、経済的利得を獲得せずに総所得を得るならば、経済的利得なしに実現金額を獲得する必要がある。贈与者が、贈与に先行して売買により譲渡した場合、1015条は無視され、未実現の利得は帰属先の贈与者に課税されるが、そこでは、実質的に、その利得の贈与等に続けて財産を売却すると同様の結果が生じ⁽¹⁶⁴⁾、贈与者に課税されている。同判決については、『『実現金額』の擬制において、思い通りに自由に処分できない

(*without indulging*) ものでさえ、無償の移転により (筆者注; 贈与者に) 利得が帰属することを支持する⁽¹⁶⁵⁾とし、贈与者に帰属する利得に課税するために実現金額の解釈が拡大されていることが指摘されている。

また、贈与に関する実現金額の理論的展開には、Davis事件⁽¹⁶⁶⁾も位置付けられている。連邦最高裁判所は、「裁判所の財産分与に関する取扱いは、課税可能な事象であることは決定したもので」⁽¹⁶⁷⁾、納税者により実現された課税利得の測定の問題について判断している。すなわち、1001条(b)項が、実現金額を定義していることを確認し、本件の『『受領した財産』は、妻の未確定な婚姻上の権利からの解放である。……思うに、この当事者は、独立当事者として行動したと考えられねばならず、かつ、妻の婚姻上の権利はそれが交換される財産の価値と同価値であると判断したと想定されなければならない。』⁽¹⁶⁸⁾として、夫は、形式的に財産分与により移転した財産と等価の妻の婚姻上の権利を取得したことにより、実現金額を構成する経済的利得を獲得するとした。

婚姻上の扶養義務を負う個人は、死亡、離婚、解放、再婚または類似の方法で早々に終結する場合、将来的な費用の支出を避けて、将来生じる損失が差し控えられるのと同様に、夫の将来の婚姻上の債務や負担が存在しないから、総所得を獲得しない。したがって、この理論は、純粋な実現金額の擬制⁽¹⁶⁹⁾と評価さ

(162) 311 U.S. at 117.

(163) Bittker & Lokken., *supra* note (155).

(164) *Id.*

(165) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 437.

(166) United States v. Davis, 370 U.S. 65 (1962).

(167) 370 U.S. at 71.

れる。

また、102条の除外の完全性を維持するため、まるで新規基準価格を獲得する贈与のように、Davis事件の妻は、制定法にない新規基準価格を獲得した⁽¹⁶⁸⁾ことが指摘されている。たとえ、1041条⁽¹⁶⁹⁾により、Davis事件判決が修正されても、同事件の連邦最高裁の中核的判断は存続している。

所得の移転の法理は、財産から生じる所得の基礎を保ちながら、所得または純粋な増加益の贈与、贈与者が受贈者を利用し究極的に完了される売買契約で譲渡や贈与者の調整基準価格を超過する債務を有する財産の贈与等に適用され、1015条に関わらず、利得は贈与者に帰属し⁽¹⁷⁰⁾課税される。論理的に、1015条は、贈与された財産の未実現の利得が贈与者に課税されるべきことがTaft事件とHorst事件の両判決の当然の結果として導かれる⁽¹⁷¹⁾。この正しい結果に到達するために、1001条(b)項の実現金額は、拡大される可能性を残している。

したがって、所得の移転の原理を支持する

裁判所も、贈与等へのみなし実現規定を支持する可能性がある。

もっとも、所得の移転の原理は、いつも租税回避の主観的動機に基づくことを避けて、客観的な租税回避の潜在意識 (awareness of objective tax-avoidance potential) に注がれる⁽¹⁷²⁾から、節税対策として遺贈は、納税者自身により死を調達または早めることが選択肢にないから、同原理を適用できない。

しかし、同原理を適用できない遺贈による財産の移転に対する問題は、贈与による所得の分割以上に根深い問題である。すなわち、少なくとも一世代に一度課されるべき未実現の利得に対する租税回避は、その者が死亡するまで資産を保有または遺贈することで所得税から未実現の利得が永遠に抜け出し侵食されてしまう⁽¹⁷³⁾。この無限の課税繰延を用いた恒久的な利得の除外は、増加益を有する資産を贈与して低い課税段階の受贈者へ所得を分割する以上に、一層大きな一連の租税回避の結果をもたらす⁽¹⁷⁴⁾こととなる。

したがって、所得の移転の原理が適用でき

(168) 370 U.S. at 72-73. Davis事件判決では、「納税者のアナロジーは、デラウェア州法による彼女の夫の財産に関する妻に認められた未確定の権利は、共同所有者の地位に到達することさえもないという前提が立ちだかる。妻には、夫の固有財産の管理または処分にあつて——受身または積極的な——利益がない。彼女の権利は遺贈できないばかりか、彼女は彼の遺言により処分できない遺産を分かち合うために生き残らなくてはならない。婚姻の解消で、彼女は、裁判所が『合理的』とする範囲に限って財産を共有する。……何が『合理的』かは、夫の財産の範囲とは無関係に、妻の財政状態、生活の慣行上の……彼女の必要なもの、彼女の年齢と健康、子供の数と年齢及び夫のその獲得する能力のような基準によって突きとめられる。……デラウェア州では、財産の所有権の一部を妻に与えるというよりむしろ、夫の財産に関する

負担と位置付けるだけのよう思える。」と述べて、財産分与が夫の人的債務であるという論理を用いている。370 U.S. at 70.

(169) Dodge, Deemed Realization, *supra* note (161).

(170) *Id.*

(171) I.R.C. § 1041(a),(b),(c). 1041条の取扱いは、利得と損失の取扱いに差異を設けないことから、純粋な繰延べ基準価格とされる。Dodge, Deemed Realization, *supra* note (17) 432 note 46.

(172) Bittker & Lokken, *supra* note (155); Dodge, Deemed Realization, *supra* note (17) at 437 note 75.

(173) Dodge, Deemed Realization, *supra* note (165).

(174) *Id.* at 438.

(175) Zelenak, *supra* note (74) at 409.

(176) Dodge, Deemed Realization, *supra* note (174).

ない遺贈にみなし実現規定を適用し、故人の意思または法に従い資産が処理される時を実現事象として、故人の死亡により帰属した未実現の利得の金額を確定し、未実現の利得の恒久的な除外を防止する必要性が指摘されている⁽¹⁷⁷⁾。

以上の考察から、みなし実現規定の擁護論は、以下の結論を導出する⁽¹⁷⁸⁾。第一に、新規基準価格と102条の取扱いを基軸とすると、繰延べ基準価格の財産の未実現の損失の否認を除き、102条は、取得した財産の価値を総所得から除外し取得者に財産の公正市場価格を付与するから、繰延べ基準価格は同条と相容れない。そうすると、Taft事件判決と102条は、整合性が保てない⁽¹⁷⁹⁾。第二に、繰延べ基準価格は、より低い課税段階にいる個人への所得の分割移転の濫用を阻止するための所得の移転の原理と相容れない。第三に、繰延べ基準価格は、受贈者等の費用の概念に適合しない。第四に、実現原則は、實際上の配慮から、利得が実現するのを待って課税することとしているから、実現原則を理由として、納税者に帰属した利得と損失を恒久的に除外することは正当化できない⁽¹⁸⁰⁾。

したがって、納税者の生涯でたった一度だけ未実現の利得（損失）を課税（控除）するならば、未実現の利得と損失の人的帰属を歪める繰延べ基準価格よりも、原理的に所得を管理支配した移転者へ課税を行い⁽¹⁸¹⁾、納税者の適正な担税力の測定や他の納税者への所得の移転及び控除を排除する、みなし実現の手

法の方が、当然かつ正確な解決方法として合理性を有するといえる。

V 結語

本稿は、米国におけるみなし実現規定の有用性の議論を検証し、我が国の取得価額の引継ぎ規定の合理性の有無を検討するための示唆を得ることを目的とした。

具体的には、米国における個人所得課税の下での無償による財産の移転に対する取扱いを俯瞰し、次に、その基準価格の変遷を財務省と議会の対応を概観したうえで、同取扱いに対する学説の批判と裁判所の動向を検討した。

まず、米国における所得課税では、贈与、遺贈、相続の無償による財産の移転は、課税可能な事象ではないと捉えられている。そのため、財産の贈与者の保有期間中の未実現の利得に所得税を課すために、財産の受贈者が、最終的に実現原則の要請を満たした財産の処分をした時に、調整基準価格を承継する。他方で、贈与者に帰属した未実現の損失が実現する場合、未実現の損失は、承継されずに財産の公正市場価格を付与することで、未実現の損失の引継ぎを否認している。つまり、代理納税義務者（受贈者）に贈与者の未実現の利得を移転して、贈与者の未実現の利得を代替課税している。

また、遺贈、相続による財産の移転の場合には、移転時に、移転者に帰属した未実現の利得と損失を消滅させ、取得者は、移転時の

(177) *Id.* at 439.

(178) Dodge, Deemed Realization., *supra* note (153).

(179) 米国の所得税と遺産税の調整については、伊川正樹「譲渡所得税と相続税との調整」税法572号15頁以下（2014）、ドイツにおける課税の競合と調整

については、奥谷健「相続税と所得税による「二重の負担」」立命352号136頁以下（2014）。

(180) Simons, *supra* note (29) at 207-208; Dodge, Deemed Realization., *supra* note (17) at 433.

(181) *Id.* at 435 note 62.

財産の公正市場価格で新規基準価格を取得する。

これらの無償による財産の移転は、歴史的に、財産の売却等による課税要件に該当する実現利得との取扱いとの間に差異を設け、著しい不公平をもたらすと批判されてきた。特に新規基準価格は、財産の保有期間中に生じた利得（損失）の帰属する納税者の実質的な担税力に応じた課税を損なうから、所得課税における致命的な欠陥と捉えられてきた。そこで、納税者に帰属する財産の保有期間中の未実現の利得に課税するために、財務省からみなし実現規定の創設が求められたが、議会は立法しなかった。

財産から生じた未実現の利得（損失）の帰属先は、財産から生じた未実現の利得を管理支配した納税者に帰属する。しかし、繰延べ基準価格と新規基準価格は、未実現の利得を管理支配した納税者から切り離して、未実現の利得を取得者に課税または消滅させることとしている。

さらに、未実現の利得の帰属先である財産の保有者が投下した費用は、調整基準価格として現れ、その納税者の既に課税された富の一部を保護するための機能を有する。調整基準価格は、納税者の実質的な担税力の増加の有無を測定する尺度を適正に決定する役割を果たしているから、繰延べ基準価格により調整基準価格を受贈者に移転してしまうと、調整基準価格の機能を果たすことができなくなる。

そうすると、みなし実現規定の下では、未実現の利得（損失）と納税者の帰属関係は維持されるが、繰延べ基準価格の下では、未実現の利得と損失の帰属先が変更されるばかりか、調整基準価格の機能を害してしまう。したがって、繰延べ基準価格の下では、財産の

移転者に帰属した未実現の利得（損失）を含めた納税者の実質的な担税力の増加に応じて課税できないばかりか、財産を取得し、調整基準価格を承継した取得者の適正な担税力に応じた課税はできなくなる。

以上が、これまでの内容の要約である。以上の内容を踏まえて、我が国の未実現利得と損失に対する取得価額の引継ぎに関する問題を指摘したい。

米国における贈与、遺贈、相続による無償の財産の移転は、課税できない事象である。これに対して、我が国の法33条1項の資産から生じる未実現の利得は、課税要件を充足したときに実現し、課税のタイミングが到来する⁽¹⁸²⁾。しかし、法59条に該当しない贈与、遺贈・相続による資産の移転の場合には、取得価額の引継ぎにより、譲渡所得の課税のタイミングは到来するが、課税が繰延べられる。

そうすると、米国の繰延べ基準価格は、我が国の増加益清算課税説に基づく財産の保有期間中に納税者に生じた譲渡所得課税の繰延べは別として⁽¹⁸³⁾、課税要件に該当した場合の課税の繰延べではないから、我が国の取得価額の引継ぎの議論に、そのまま持ち込むことはできない。むしろ、配偶者の一方の持つ固有財産を離婚に際して相手方に財産分与として移転した場合の譲渡所得課税を修正した1041条は、課税可能な事象であるが、課税を繰延べる取扱いを規定するため、同条との比

(182) 最判昭和47年12月26日民集26巻10号2083頁，最判昭和50年5月27日民集29巻5号641頁。

(183) 渡辺徹也教授は、包括的所得概念の視点からの納税者に帰属する財産から生じた増加益への課税の繰延べを「第0類型」（渡辺徹也「課税繰延とは何か」月報司法書士510号33頁（2014））とされる。併せて、増井良啓『租税法入門』284頁以下（有斐閣，2014）参照。

較の方がはるかに適切である⁽¹⁸⁴⁾。

しかし、我が国と米国では、無償による財産の移転の取扱いに関して制度上の差異はあるものの、それを認めつつ、共通する問題に対する議論をトレースすることは可能である。

我が国では、未実現利得に対するみなし譲渡所得課税規定の理論的側面や実際上の弊害に関する議論が、多く蓄積されている⁽¹⁸⁵⁾。しかし、取得価額の引継ぎにより、移転者の保有期間中の未実現利得（損失）を取得者に移転することに対する理論的側面は、ほとんど検討されてこなかった⁽¹⁸⁶⁾。

すなわち、第一に、移転者の財産の保有期間中の未実現の利得と損失は移転者に帰属するにも関わらず、担税力の帰属主体から切り離して、所得の現象形態としての未実現の利得を資産の取得者に移転し、取得者の税率で課税を行う。確かに、未実現の利得と実現利得の取扱いに差異を設けないことから、水平的公平の確保に寄与するといえる。しかし、移転者の管理支配した未実現の利得（損失）を移転し、取得者の税率で課税する取得価額の引継ぎ（代替課税）は、納税者の実質的な担

税力に応じた課税の要請を満たすものなのか⁽¹⁸⁷⁾。

第二に、取得価額の引継ぎは、移転者の投下資本である取得価額を取得者に移転するが、取得者の原資の回収または所得概念の原資の維持という観念と合致するだろうか。取得価額の引継ぎが適用されない資産の帰属の変更前には、移転者の投下資本の回収部分としての性質と取得価額の観念は合致するが、資産の帰属の変更後に、資産の取得者に移転者の取得価額を付与すると、取得者の原資の維持の観念と整合性を保てなくなる⁽¹⁸⁸⁾。

確かに、未実現の利得とその他の経済的利得を所得として同様に取扱うことは、水平的公平の要請に適うといえるが、所得の現象形態としての経済的利得に着目しすぎることは、人に対する課税としての所得課税の本質を見失うこととなる。

そこでは、明らかな租税公平主義に内包される諸価値の衝突がある。今後、無償の財産の移転について、「無限の課税繰延の危険性」と「納税者の理解・実際の事情」にどのように配慮するのかという⁽¹⁸⁹⁾議論と共に、租税公平主義⁽¹⁹⁰⁾と租税法主義を根底に据えた理論的側面からも取得価額の引継ぎが十分に検討される必要がある。

(184) 時間軸で見ると、1014条と1041条は、財産の取得時に取得者に基準価格を付与するが、繰延べ基準価格は、受贈者が認識される財産の処分をするまで、受贈者の基準価格が確定せずに引継がれないから、基準価格の取得時点が異なるといえる。

(185) 田中（治）・前掲注(4)268頁以下、佐藤英明『スタンダード所得税法〔第2版〕』123頁以下（弘文堂、2016）、岩崎政明「未実現利得・帰属所得に対する所得課税」税事110号44頁（2009）等参照。

(186) 増井良啓「所得税法59条と60条の適用関係」税事96巻51頁以下（2007）。我が国では、贈与者が資産を移転することによって生じる損失がなぜ、計上されないのかについては、三つの見解がある（増井・同上論文47頁以下、岡村忠生「収入金額に関する一考察」論叢158巻5・6号207頁（2006）、岡

村忠生「所得の実現をめぐる概念の分別と接続」論叢166巻6号115頁注記(2)（2010）。

(187) しかし、法60条1項の適用で実現しないとみなされることにより、所得は実現していないから、課税物件の帰属も確定しない、または、移転者の未実現の利得は、自由に処分し得る経済的利得とはいえないと言いうるかもしれない。谷口（勢）・前掲注(4)181頁以下参照。

(188) しかし、法60条1項は、立法政策の問題、または単なる計算規定の適用の結果とされる可能性もある。東京高判平成26年3月27日税資264号12443参照。

(189) 佐藤・前掲注（185）126頁。

(190) 増田英敏「租税平等主義の法的概念とその機能」・前掲書(2)29頁。